庁

本

に改正する。 佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のよう

平成二十二年九月十日

佐賀県知事 古 川

康

項の係長専決事務の欄中「脳するいと」の次に「(終務冊務付とターで行りせ の体弱へ。)」を加え、 別表第四の会計課の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務の 同表に次のように加える。

						総務事務センター
				る事務	支金出命企	支出負担行 為の確認及
第の間にを開いるの間のので、観点を一般を観響しての、観響のできる。	及に命支なび係今出電る書更	聴 び へ 物 品 の 購 入 を 除 へ。) 役 務 費 掛 び に 使 用	無用費(在賀県財務規則第145条第2項の規定に	11 は、金田町、田町、田町町、田町町、田町町、田町町、田町町、田町町、田町町、田町町、	ロイ処の報酬、	総務事務センターで集

この訓令は、公布の日から施行する。

附

則

支払その他 これに類す るものを除 く。)